

(平成25年7月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 12 月 13 日頃から 49 年 1 月 4 日まで  
② 昭和 49 年 3 月 23 日頃から同年 4 月 1 日まで

A局には昭和 48 年 12 月 13 日頃から勤務していたが、年金事務所の記録によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日が 49 年 1 月 4 日になっている。

また、B社には昭和 49 年 3 月 23 日頃から勤務していたが、年金事務所の記録によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年 4 月 1 日になっている。

申立期間①及び②については、それぞれの事業所に間違いなく勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が名前を挙げた同僚の供述から判断すると、申立人は、昭和 48 年 12 月中から A局に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、昭和 63 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、C公共企業体を継承するD法人は、「申立人は、臨時雇用員であったと思うが、C公共企業体では、臨時雇用員の人事履歴は作成していなかったため、申立人が在籍していたことの確認はできない。また、申立期間である昭和 48 年 12 月は、月の途中からの採用となるので、厚生年金保険に加入していなかったと思われ、49 年 1 月の仕事始めの日から同保険に加入したものと推認される。」と回答している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立人と同様に昭和 49 年 1 月に厚生年金保険

の被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた7人に照会したところ、回答が得られた6人のうち3人は、48年12月中に勤務を開始したと記憶しているものの、このうちの一人は、「月の勤務日数や給料の締めなどの関係で、厚生年金保険の加入が昭和49年1月になっていると思う。」と供述している上、当該3人からは、同保険の被保険者資格を取得する前に、同保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和49年1月4日と記載されており、これは、被保険者原票、オンライン記録及び申立人が所持する厚生年金保険被保険者証の資格取得日と一致している。

- 2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、B社において、昭和49年3月26日に同保険の被保険者資格を取得し、54年3月3日に離職したことが確認できる。

しかしながら、当該事業所から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得通知書」によると、申立人は、昭和49年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、これは、被保険者原票及びオンライン記録の資格取得日と一致している。

また、当該事業所は、「当時の資料は無いため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。申立人が入社と同時に厚生年金保険に加入していない理由としては、試用期間や研修期間であったことが考えられる。厚生年金保険の被保険者資格を取得させていない期間について厚生年金保険料を控除することは無い。」と回答している。

さらに、被保険者原票により、当該事業所において、申立人と同様に昭和49年4月に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる7人について、雇用保険の被保険者資格取得日を確認したところ、7人のうち6人は、雇用保険の資格取得日より約1週間から3週間経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、このうち、唯一自身の勤務開始時期を記憶していた者は、「私は、書類上は昭和49年4月1日入社であるが、同年3月上旬から勤務していた。厚生年金保険には同年4月から加入したので、3月分の保険料は給与から控除されていない。申立人も月の途中からの勤務なので、私と同じだと思う。」と供述している。

- 3 このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。